

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2 2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽自動車税）	
要望 項目名	第一種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し	
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 道路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車（道路交通法にあっては「一般原動機付自転車」）の車両区分の見直しに従い、本年秋から排気量 125cc 以下かつ最高出力 4kW 以下の二輪車も新たに「第一種原動機付自転車」に定義されることに伴い、当該二輪車について、現在の課税関係を踏まえ下記事項を要望する。 ・ 措置の内容 車両区分の見直しにより新たに「第一種原動機付自転車」（「一般原動機付自転車」）に該当するとされる排気量 125cc 以下かつ最高出力 4kW 以下の二輪車について、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を参考としつつ、適切な税額の適用を要望する。	
関係条文	地方税法第 463 条の 15 第 1 項第 1 号、道路運送車両法施行規則第 1 条、道路交通法施行規則 1 条の 2	
減収 見込額	[初年度] — (—) [改正増減収額] — [平年度] — (—) (単位：百万円)	
要望理由	道路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車（道路交通法にあっては「一般原動機付自転車」）に関し、大気環境保護と国際基準調和の観点から国内第 4 次排ガス規制が導入（令和 7 年 11 月）される予定であるが、同規制による基準を満たす現行原付の開発は困難かつ開発費用に見合う事業性が見通しが立たず、今後、国内での原付一種の生産・販売が困難となることから、道路交通法及び道路運送車両法の施行規則における車両区分の見直し（排気量 125cc 以下かつ最高出力 4kW 以下の二輪車も「第一種原動機付自転車」（「一般原動機付自転車」）に含める）を行う予定。原動機付自転車は地方税法に基づき軽自動車税の対象となっており、上記の見直しに対応するため、現行の第一種原動機付自転車の軽自動車税の標準税率を参考としつつ、軽自動車税の車両区分について所要の見直しを行う。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	・国民の交通手段である第一種原動機付自転車の供給の維持及びこれによる安全かつ気軽な交通手段の確保を通じた国民生活の維持・向上 ・国際競争力の維持・強化、国内二輪車市場の活性化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	●第一種原動機付自転車販売台数（50cc 以下） ・2020 年：122,416 台 ・2021 年：127,736 台 ・2022 年：131,340 台
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の第一種原動機付自転車保有台数（50cc 以下）は 400～500 万台前後で推移している。 ●第一種原動機付自転車保有台数（50cc 以下） ・2020 年：4,853,131 台 ・2021 年：4,652,686 台 ・2022 年：4,489,401 台
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	第一種原動機付自転車に係る軽自動車税の車両区分について所要の見直しを行うことで、安全かつ気軽な国民の交通手段の維持により国民生活の向上が図られるとともに、国際競争力の維持・強化及び国内二輪車市場の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—